

公害防止条例施行規則の改正について

1 概要

(1) 改正理由

平成 27 年 9 月 18 日に公布された水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年度環境省令第 33 号）により、トリクロロエチレンの排水基準が見直されたことに伴い、公害防止条例施行規則（平成 7 年宮城県規則第 79 号。以下「条例規則」という。）について所要の改正を行うもの。

(2) 内容

トリクロロエチレンについて、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に基づく排水基準が 0.3mg/L から 0.1mg/L へと変更されたことに伴い、条例規則別表第 2 第 3 号（1）を下記のとおり変更する。

別表第 2

三 汚水等の規制基準

(一) 有害物質の規制基準

番号	有害物質の種類	許容限度
一〇	トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム

(3) 改正による届出特定事業場への影響確認

現在届け出られている特定事業場（表 1）については、排出水中にトリクロロエチレンを排出するとしているものはない。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。（施行予定日 平成 28 年 2 月）

(参考)

公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）抜粋

（規制基準の設定）

第十五条 知事は、特定施設又は特定事業場に係る公害を防止するために必要な規制基準を規則で定める。

2 知事は、前項の規制基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

表 1. 公害防止条例に規定する特定事業場数

分類 番号	特定施設の種類	平成26年度末における届出事業場数			
		①排水基準適用		②排水基準 適用外	①+②合計
			うち特別排 水基準適用		
1	水産卸売市場の洗浄施設	1	0	4	5
2	集団給食施設	21	5	170	191
3	ガソリンスタンド営業・自動車整備業の洗浄施設	4	1	757	761
4	廃油再生用原料処理施設			1	1
5	公衆浴場業の洗場施設	31	6	81	112
6	ごみ処理施設	1	0	2	3
7	動物園	1			1
8	病院の廃液処理施設				0
9	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設				0
	計	59	12	1015	1074

改 正 後		現 行		備 考
備考 略	十八略	略	略	
	十一～二	略	略	
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	
		略	略	
		許容限度	許容限度	
		略	略	
		一リットルにつき〇・一 ミリグラム	一リットルにつき〇・三 ミリグラム	
		一〇	一〇	
		一～九略	一～九略	
		有害物質の種類	有害物質の種類	
		有害物質の規制基準	有害物質の規制基準	
		(一)	(一)	
		三 汚水等の規制基準	三 汚水等の規制基準	
		一及び二 略	一及び二 略	
		別表第二	別表第二	

